

質問回答書

契約課

業 務 名	防府市電子契約システム導入及び運用管理業務に係るプロポーザルに関する質問	回 答 日	令和8年6月30日
-------	--------------------------------------	-------	-----------

質問内容1	防府市電子契約システム導入及び運用管理業務 調達仕様書 5 (1) ア(ア)p 「複数名の承認者の設定が可能」とは電子署名を付与する方を複数名設定できる意味と理解してよろしいでしょうか。
回答内容	組織体制に応じて契約締結までに複数名の承認者が設定できるという意味です。

質問内容2	防府市電子契約システム導入及び運用管理業務 調達仕様書 5 (1) ア(ア)t ここでいう紐付けとは、特定の案件名や数字等により、当初契約と変更契約が検索でき、まとめて案件の閲覧ができる意味と理解してよろしいでしょうか。
回答内容	お見込みのとおりです。

質問内容3	防府市電子契約システム導入及び運用管理業務 調達仕様書 5 (1) ア(イ)b 「マルチデバイスで承認操作が可能」とは、契約相手方が電子契約の確認依頼から締結までに必要な基本操作を日本国内で一般的に普及しているスマートフォンやメールソフト、ブラウザでできる意味と理解してよろしいでしょうか。
回答内容	お見込みのとおりです。

質問内容4	防府市電子契約システム導入及び運用管理業務 調達仕様書 5 (1) ア(イ)c 「当該データをプリンターで出力する」とは、当該データに印刷制限をかけないという趣旨で、ブラウザの印刷ボタン又はダウンロード後にAcrobat readerで印刷することができる意味として理解してよろしいでしょうか。
回答内容	お見込みのとおりです。

質問内容5	防府市電子契約システム導入及び運用管理業務 調達仕様書 5 (1) ア(エ)d 建設業法施行規則は令和2年に省令改正されております(主に条ずれ改正です)。改正前の規定(建設業法施行規則第13条の2第2項)に基づきグレーゾーン解消制度へ申請し取得した回答についても、現行の第13条の4第2項が定める技術的基準への適合を示すものとして有効であることを国土交通省に確認しております。この点を踏まえ、改正前・改正後いずれの時点で取得したグレーゾーン解消制度の回答であっても、第13条の4第2項に定める技術的基準に適合する内容の回答を取得していれば、本要件を満たすとの解釈で相違ないでしょうか。
回答内容	お見込みのとおりですが、サービス事業者自身で要件を満たすと証明してください。

質問内容6	防府市電子契約システム導入及び運用管理業務 調達仕様書 5 (1) ウ(イ) 本要件を適切に履行するため、当該業務には、地方公共団体の例規整備支援に関する相応の知識・経験を有する担当者があたることが想定されているとの理解でよろしいでしょうか。 また、本件について秘匿性の高い情報も取り扱うため、貴市に支援する担当は提案する会社と雇用関係にあり、外部の協力会社、業務委託先、派遣社員、フリーランス等、応札者に雇用されていない者による対応は、本要件を満たさないとの理解でよろしいでしょうか。
回答内容	お見込みのとおりです。

質問内容7	防府市電子契約システム導入及び運用管理業務 調達仕様書 5 (1) ウ(イ)b 本要件にいう「助言および提案」とは、他の地方公共団体における改正事例の情報提供にとどまるものではなく、貴市の例規集を実際に調査・分析したうえで、電子契約の導入に伴い制定・改正が必要となる具体的な例規・条項を特定し、貴市の例規体系に即した具体的な改正方針を提示することを求めるものとの解釈でよろしいでしょうか。 また、弁護士法第72条(非弁行為の禁止)その他関連法令に抵触しない範囲で、法制執務の観点からの専門的知見に基づき提供されるものに限るとの理解でよろしいでしょうか。
回答内容	お見込みのとおりです。

質問内容8	防府市電子契約システム導入及び運用管理業務 調達仕様書 6 (2) 弊社では、社内セキュリティ規程上、DVD-R、CD-R、USBメモリ等の外部記録媒体の使用および社外持ち出しに制限がございます。 つきましては、記録媒体による提出に代えて、オンラインストレージ等を用いた電子データ提出、または貴市が指定する方法による電子提出は可能でしょうか。
回答内容	契約後の協議事項とします。

質問内容9	仕様書 5業務内容(1) サービス仕様ア システム要件(ア) 基本機能 tについて (1)「変更契約がある場合に当初契約との紐づけができること。」と記載がございますが、一連の契約である事が管理画面上にてツリー表示などで一目で判断できる機能の認識で間違いないですか。 (2)また、公示日時点で当該機能が実装されていることが必須であり、当該要件を満たさない場合、仕様を満たさず失格となる、という理解でよろしいでしょうか。
回答内容	(1)当初契約と変更契約が関連付けされていることが一目で確認することができ、簡単な操作でそれぞれの契約を確認することができる機能です。 (2)実装時期が確定しない場合は、企画提案書とプレゼンテーションで実装までの流れを説明してください。

質問内容10	仕様書 5業務内容(1)サービス仕様ア システム要件(イ)利用者機能 bについて 「契約相手方は、PC、スマートフォン等のマルチデバイスで承認操作が可能であること。また、各OS(Windows、macOS、Android、iOS)での利用が可能であること。」と記載がございいますが、契約相手方が滞りなく利用できるための確認として、以下3点についてご教示ください。 (1)本要件におけるマルチデバイスには、「タブレット」も含まれているという理解でよろしいでしょうか。 (2)職員様および契約相手方は、採用されたサービスのWebページやヘルプデスク等を活用するものと想定しております。その際、Webページ内やヘルプデスク等の案内においても、PC・スマートフォン・タブレット等のいずれもがサポート対象内として案内されている必要があるという理解でよろしいでしょうか。 (3)公示日時点で当該サポートの対象であることが公表されていることが必須であり、当該要件を満たさない場合は仕様を満たさず失格となる、という理解でよろしいでしょうか。
回答内容	(1)お見込みのとおりです (2)契約相手方についてはお見込みのとおりですが、職員についてはLGWAN環境端末での使用を想定しています。 (3)サポート体制の内容によりますので、直ちに失格になるものではありません。

質問内容11	仕様書 5業務内容(1)サービス仕様ア システム要件(エ)法令適用要件 dについて (1)貴市では、建設工事に関連する契約を電子契約で実施する予定はございますか。 (2)実施予定がある場合、仕様書に記載の「建設業法上義務付けられている建設工事請負契約に関する書面の交付を代替するサービスとして、本サービスが建設業法施行規則第13条の第2項の技術的基準に適合していること。」との記載がございいますが、こちらは令和2年に改正された現行法である建設業法施行規則第13条の4第2項の技術的基準に適合するものとして回答されていることが入札参加の必須要件という認識で相違ございませんか。法改正がされており、大幅な技術的基準の変更があるなかで、仮に改正以前の旧条文への適合にて足りうると判断される場合は、その理由のご回答をお願いしますか。
回答内容	(1)予定があります。 (2)改正前、改正後に関わらず建設業法施行規則第13条の4第2項で定められている技術基準に適合するという回答をグレーゾーン解消制度で取得しており、サービス事業者自身で要件を満たすと証明できれば問題ありません。

質問内容12	実施要領 8プレゼンテーション(2)実施時間について 提案説明内のデモンストレーションにつきまして、事前に用意した動画を用いてデモンストレーションを実施することは差し支えないでしょうか。
回答内容	問題ありません。

質問内容13	評価基準 見積価格について 価格の評価方式については、絶対評価(計算式や基準等に準じた評価)相対評価(他社様の提案価格と比較した場合の評価)のどちらに該当しますか。
回答内容	公表していません。

質問内容14	評価基準 見積価格について 見積価格の審査事項にて「提案内容に対して、妥当な価格となっているか。」と記載がありますが、妥当性の判断基準等があれば、ご教示を頂けますでしょうか。 例えば、今回ご提示する提案金額について、過去に同等金額での他自治体における契約実績がある場合、妥当な価格であるのご判断いただけるという認識でよろしいですか。
回答内容	妥当な価格についての基準等は公表していません。

質問内容15	評価基準 見積価格について 価格の評価方式について、最低制限価格はございますか。
回答内容	最低入札価格の設定はありません。

質問内容16	提出書類について 企画提案書等一覧表、企画提案書等提出届、企画提案表紙に記載すべき日付の指定はございますか。
回答内容	提出期限内の日付であれば指定はありません。